

福祉生活病院常任委員会資料

(平成28年8月19日)

〔件 名〕

- 1 第7回中海会議の開催結果について
(水・大気環境課)・・・1
- 2 「第43回中海水質汚濁防止対策協議会」の開催結果等について
(水・大気環境課)・・・3
- 3 淀江産業廃棄物最終処分場計画(センター案)に係る地元への事前説明について
(循環型社会推進課)・・・4
- 4 「国立公園満喫プロジェクト」に係る「大山隠岐国立公園」の選定と今後の取組について
(緑豊かな自然課)・・・5
- 5 ポケモンGOを活用した取組について
(砂丘事務所)・・・6
- 6 「鳥取県における交通安全に関する条例(素案)」に係るパブリックコメントの実施結果について
(くらしの安心推進課)・・・8
- 7 「鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例」の一部改正及び「防犯カメラの設置・運用に関する指針(素案)」に係るパブリックコメントの実施結果について
(くらしの安心推進課)・・・11
- 8 特殊詐欺被害を防止する地域モデル検証事業の実施状況について
(消費生活センター)・・・14
- 9 県営住宅家賃の誤徴収について
(住まいまちづくり課)・・・15
- 10 鳥取県立大山自然歴史館の指定管理者の公募について
(西部総合事務所生活環境局)・・・16

生活環境部



第7回中海会議の開催結果について

平成28年8月19日
広域連携課
水・大気環境課
農地・水保全課
河川課

沿岸住民の生命と財産を守り、美しい中海の自然環境を次代に引き継ぐため、中海の水に関する諸問題を協議検討する中海会議の第7回開催結果は次のとおりです。

- 1 日時 平成28年8月8日(月)午後2時から4時まで
- 2 場所 米子コンベンションセンター(米子市)
- 3 構成員 国土交通省中国地方整備局長、農林水産省中国四国農政局長、鳥取県知事、島根県知事、米子市長、境港市副市長、松江市長、安来市副市長
〈オブザーバー〉 環境省(中国四国地方環境事務所長)、防衛省(美保基地指令)

4 概要

(1) 中海及び境水道の堤防、護岸等の整備について

- 部会「中海湖岸堤等整備に係る調整会議」(事務局：中国地方整備局出雲河川事務所)から、中海湖岸堤整備事業の進捗状況等について報告があり、意見交換を行った。
- 斐伊川水系河川整備における下流の大橋川改修及び中海湖岸堤整備は、大橋川拡幅の前段階で中海湖岸堤を先行するという整備手順について、改めて国土交通省中国地方整備局に確認を行った。

[主な報告]

- ・短期整備箇所(西工業団地貯木場、旗ヶ崎、米子空港南等)は全箇所着手済みとなっており、平成29年度中の堤防完成を目指して整備を進める。
- ・短中期整備箇所(5箇所)のうち2箇所(貯木場南、米子港)について、平成28年度から前倒して整備を進める。

[主な意見]

- ・米子港について、円滑な事業進捗のため情報共有・連携して関係者と調整していくようお願いしたい。(鳥取県)
- ・境水道(外江地区ほか)について、市の内水対策が概ね進んできたことから、護岸整備の調整・検討を進めるようお願いしたい。(鳥取県、境港市)
⇒市の内水対策の状況を踏まえ、市の要請に対して協議に応じていきたい。(国交省)
- ・堤防と併せて整備される樋門は、操作が非常に難しいため研修の実施をお願いしたい。併せて、排水ポンプ車による支援をお願いしたい。(米子市)
⇒樋門の操作研修の実施や排水ポンプ車による支援について、協力させていただく。(国交省)

(2) 中海の水質及び流動について

- 部会「中海の水質及び流動会議」(事務局：鳥取県生活環境部)から、水質測定結果や水質改善のための取組について報告を行い、今後も対策を進めることとした。
- 窪地対策について、水質浄化のための覆砂の有効性や方策の可能性について中海会議の部会の垣根を越えて、来年の中海会議に向けて検討することとした。

[主な報告]

- ・COD(化学的酸素要求量)、全窒素、全りんの中のいずれの項目も、平成27年度は全体的に見て良好な結果であった。要因としては、継続的に進めている下水道整備等による流入負荷削減の取組に加え、気象状況もプラスに作用したものと推察される。
- ・平成27年度に両県及び国交省で中海環境モニタリング検討ワーキンググループ(WG)を設置し、水質汚濁と関連する要素(気象、地形改変など)の関係性分析を実施した。
生活排水対策、赤潮頻度など水質変化と一定の関連性が結論付けられた項目もあったが、干拓中止に伴う地形改変等は、同時に変動している他の要素が存在するため、水質変化との因果関係は不明とした項目もあった。

[主な意見]

- ・平成21年度の干拓中止に伴う地形改変に伴う水質への影響について、水質変化との因果関係は不明

とされているが、引き続き評価、検証をお願いしたい。(米子市)

⇒ 関係性を明らかにするのは困難であるが、引き続き、データを取りながら、原因究明に取り組みたい。(事務局)

- ・水質浄化策検討のアプローチの仕方は、「モニタリング→要素の原因分析・検証→対策検討」という流れであるが、時間をかけて分析・検証しても「何が一番有効な対策なのかを見極めることは困難」という結論に至ることが多くあるように感じる。逆に、浅場造成、覆砂等を試験的に実施して変化を検証するようなアプローチはどうか。その結果、浄化効果があれば、積極的に実施すべきではないか。(松江市)

⇒ 特に覆砂事業について、中海会議の部会の垣根を越えて、来年の会議に向けて検討することとした。(事務局)

(3) 中海沿岸農地の排水不良について

- 「中海沿岸農地排水不良ワーキンググループ」(事務局：米子市農林課)から、今年度、崎津モデルほ場に約150立方メートルの公共残土を搬入したことが報告された。
- 公共残土による客土が排水不良対策に一定の効果を上げていることから、関係機関が公共残土に関する情報の共有化を図り、ストックヤード方式による公共残土受入れをさらに促進していくこととなった。

(4) 中海の利活用について

- 「中海の利活用に関するワーキンググループ」(事務局：島根県政策企画局)から、利活用策として検討したアイデアについて報告があった。
- 地元住民から海外の来訪者までがサイクリングで楽しめる周遊コースの提示、サイクリングエイドの登録整備を進めるなどの中海周遊サイクリングの取組について報告があった。
- 中海オープンウォータースイム、中海SUPフェスティバルなどのマリンスポーツの取組について報告があった。
- 海藻を使った肥料の製造、販売に取り組むベンチャー企業が創業されるなどの中海の藻の活用の取組について報告があった。また、藻の肥料で栽培した海藻米の料理を試食していただいた。

(参考) 中海会議とは

平成21年12月19日に締結した鳥取、島根両県知事の「協定書」の趣旨に鑑み、沿岸住民の生命と財産を守り、美しい中海の自然環境を次代に引き継ぐため、新たに中海の水に関する諸問題を協議検討するため設置(平成22年4月22日)した会議。

「第43回中海水質汚濁防止対策協議会」の開催結果等について

平成28年8月19日
水・大気環境課

「第43回中海水質汚濁防止対策協議会」を開催し、中海の水質の現状、第6期湖沼水質保全計画（平成26～30年度）の進捗状況などを報告するとともに、関係省庁（国土交通省、農林水産省、環境省及び財務省）のほか鳥取・島根両県選出国會議員へ中海の水質浄化対策事業に関する要望活動を行ったので、その概要を報告する。

中海水質汚濁防止対策協議会（設立：昭和51年）

目的：中海の水質保全のための情報収集、鳥取・島根両県及び関係市の連携による汚濁防止対策の促進
構成員：鳥取・島根両県の県會議議員（H28：13名）、両県関係部局長、沿岸市の市長・市會議議員

1 開催日等

協議会：平成28年7月27日（水）於米子、要望活動：7月28日（木）於東京

2 会議の概要

(1) 主な報告内容

項目	概要
中海底質調査結果 (H24年～：両県連携)	<ul style="list-style-type: none"> これまでの調査結果の整理と今年度実施中の調査・検証内容 → 認定 NPO 法人自然再生センターが中国電力と一緒に取り組んでいる石炭灰リサイクル材（Hi ビーズ）による覆砂の実証事業について、覆砂の実施水域と未実施水域との比較検証のための詳細調査を同センターと連携して進めている。
中海の海藻刈りによる栄養塩循環システム自立支援事業 (H23年～：両県連携)	<ul style="list-style-type: none"> H23～25年度は、水質浄化と未利用資源の活用策検討としての委託事業を実施してきたが、H26～28年度は取組自立を促すため補助制度へ移行し、2事業者に海藻回収経費の一部を助成している。
米子湾における水質浄化対策 (H27年：鳥取県)	<ul style="list-style-type: none"> 流動発生装置による実証試験事業結果のまとめ (H27年7～10月) → 一定の効果は得られたものの、広範囲の大幅改善には至らなかった。今後有効活用するとすれば、費用対効果を十分に考慮する必要がある。
中海環境モニタリング検討ワーキンググループの取組状況 (H27～：国・両県連携)	<ul style="list-style-type: none"> これまで得られたモニタリングデータに基づく、水質変化と関連する要素（気象、湖内負荷、流入負荷など）の関係性分析の結果 → 生活排水対策、赤潮頻度など水質変化と一定の関係性が結論付けられた項目もあったが、干拓中止に伴う地形改変等は、同時に変動している他の要素が存在するため、水質変化との因果関係は不明とした項目もあった。

(2) 協議会での主な意見

- 治水事業も大切であるが、国は、環境保全からの視点の取組も進めてほしい。（鳥取県／安田議員）
- 海藻刈りの取組は、非常に有意義と考えている。河川管理者である国の支援を求めていくべきである。（島根県／浅野議員ほか）

(3) 国への主な要望事項

【国土交通省】

- 浅場造成等に加え海藻回収や窪地対策等、水質浄化対策を河川管理者として積極的に推進すること。
- 下水道事業の執行に必要な予算枠の確保及び国費率、地方交付税措置の嵩上げをすること。
- 汚濁原因の解明のための水質流動モニタリング等の強化を行うこと。

【環境省】

- 汚濁原因の解明及び海藻の果たす自然浄化機能等の調査研究を推進すること。

淀江産業廃棄物最終処分場計画（センター案）に係る地元への事前説明について

平成28年8月19日
循環型社会推進課

（公財）鳥取県環境管理事業センター（以下「センター」という。）は、この度、淀江産業廃棄物管理型最終処分場整備に係るセンター案を取りまとめ、地元自治会に対して事前説明会を実施したので報告する。

1 事前説明会の開催

（1）説明日程等

日時	自治会名	出席者数
7月16日（土） 19:00～	小波上	26名
7月20日（水） 19:30～	小波浜	28名
7月23日（土） 19:30～	西尾原	24名
7月24日（日） 18:00～	福平	19名
7月30日（土） 18:30～	下泉	69名
8月7日（日） 9:00～	上泉	13名

（2）説明概要

センターが、別添の淀江産業廃棄物管理型最終処分場事業計画の概要等により、センター案に係る次の内容を説明した。

- 事業目的、環境プラント案との比較、埋立てる廃棄物の種類、搬入管理方法
- 安全安心に配慮した施設整備の概要
 - ・三重遮水構造、電気的漏えい検知システム等多重の安全対策（マルチバリア）による地下水汚染防止対策
 - ・ゲリラ豪雨も配慮した高度な水処理システム（逆浸透膜）
- 生活環境影響調査結果（大気質、騒音・振動、悪臭、水質、地下水）
 - ・周辺地域へ与える影響はほとんどない
- 施設維持管理とモニタリング、地域との協定
- 今後のスケジュール 等

（3）説明会の状況及び主な意見等

関係6自治会のうち、下泉自治会を除く5自治会については、条例手続きに進むことに全体として異論はなかった。なお、下泉自治会では、入り口論（なぜ淀江町に設置するのか等）についての意見がほとんどであったことから、センターは事業地選定の経緯、理由等について別途説明会を開催することとなった。

<主な意見>

（事業計画に係る意見）

- ・電気的漏えい検知システムを下層シートにも設置してはどうか。
- ・遮水シートの耐久性はどうか。
- ・ゲリラ豪雨にも対応した構造か。
- ・地下水（福井水源地、小波上の泉等）に影響はないか。
- ・クローズド型の処分場型式を検討しなかったか。

（その他の意見）

- ・米子市（旧淀江町）と環境プラントとの開発協定があるので、産廃処分場には使えないのではないか。
- ・事業地選定の経緯、理由は。なぜ淀江町に設置するのか。
- ・地域振興における交付金の配分方法はどうか。

2 今後の予定

今後、センターは、事前説明での意見を踏まえて、最終的なセンター案を取りまとめ、その後、理事会において事業計画内容を決定し、条例手続きに着手する予定である。

県は、事業計画が提出されれば、条例に則って、厳格な審査を行うと共に、事業者と関係住民の相互理解を促進し、両者の意見の調整等に努めていく。

「国立公園満喫プロジェクト」に係る「大山隠岐国立公園」の選定と今後の取組について

平成28年8月19日
緑豊かな自然課

国要望等の結果、7月25日に、環境省が進める「国立公園満喫プロジェクト」の対象地として「大山隠岐国立公園」が選定されたので、今後の取組等について報告する。

1 国立公園満喫プロジェクトについて

(1) 概要

環境省では、政府が本年3月30日にとりまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき、日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化することを目標に、「国立公園満喫プロジェクト」を実施することとしている。

この度、「大山隠岐国立公園」を含む全国8カ所の国立公園が選定され、2020年までに訪日外国人を惹きつける取組が計画的・集中的に実施されることになった。

○国立公園の訪日外国人利用者数 年間430万人 → 2020年までに1000万人に

○日本の国立公園のポテンシャルを最大限に引き出すために、次の取組を実施する。

- ・必要なハード、ソフトの体制の整備を先駆的に8カ所の国立公園で実施
- ・その成果を全国展開し、日本の国立公園を世界のナショナルパークとしてブランド化

(2) 選定

①選定された8カ所の国立公園（平成28年7月25日 第3回有識者会議で決定）

- ・阿蘇くじゅう国立公園（熊本、大分）
- ・阿寒国立公園（北海道）
- ・十和田八幡平国立公園（青森、秋田、岩手）
- ・日光国立公園（福島、栃木、群馬）
- ・伊勢志摩国立公園（三重）
- ・大山隠岐国立公園（鳥取、島根、岡山）
- ・霧島錦江湾国立公園（宮崎、鹿児島）
- ・慶良間諸島国立公園（沖縄）



②大山が選ばれたポイント

オーバーユースに対する先進的な取組を評価

自然環境(景観を含む)を損なうことのない適正な利用の担保が選定基準の一つであり、官民一体となった具体的な担保措置により自然環境を損なわずに利用者を増やす余地があることを高く評価された。

《評価された取組》

- ・マイカー規制の実証実験「パーク&バスライド」
- ・山頂植生の回復「一木一石運動」
- ・山頂植生の定期的な植生調査によるモニタリングの実施

2 今後の取組について

(1) 8地域の道県担当課長を集めた説明会（環境省・観光庁合同）の開催（8月10日）

- ・具体的スケジュール、地域協議会の構成、支援方策案、経済対策補正予算関連等が提示された。

(2) 各国立公園ごとの地域協議会の組織化（8月下旬）

- ・官・民・地域関係者・有識者が参画しステップアッププログラムを検討する。（事務局は環境省）
- ・当県では、広域観光周遊ルートや日本遺産、大山開山1300年祭との連携を視野に検討を行う。

(3) ステップアッププログラムの策定（12月末）

- ・取組方針やビューポイント（重点取組地域）の選定、ビューポイント毎の具体的な整備方針などを整理する。

(4) 具体的な整備の実施

- ・経済対策補正予算及び平成29年度当初予算での対応を検討して行く。

ポケモン GO を活用した取組について

平成28年8月19日
元気づくり総本部広報課
生活環境部砂丘事務所
観光交流局観光戦略課

平成28年7月22日に日本国内で公開され、全国で流行しているポケモンGO（位置情報を利用したスマートフォン向けゲーム）について、次のような取組を行っています。

1 ポケモン GO への鳥取県の対応

(1) 鳥取砂丘スナホ・ゲーム解放区宣言について

- ・ ポケストップが多数存在する雄大な鳥取砂丘において安心・安全に楽しんでいただくとともに、鳥取砂丘の魅力をより広く発信するため、7月25日に「鳥取砂丘スナホ・ゲーム解放区宣言」を行った。
- ・ 宣言では、「熱中症などに注意すること」、「砂丘の生き物や他人に迷惑をかけること」、「雄大な砂丘の景観や昆虫・植物などの自然観察を楽しんでいただきたいこと」を掟(おきて)として定め、広報している。

(2) 鳥取県ポケモンGOポータルサイト「とっとりGO」の開設について

- ・ 鳥取砂丘においてポケモンGOを安全に楽しむための情報を掲載したポータルサイト「とっとりGO」を7月29日に開設した。

〔サイトの内容〕

解放区宣言／県内共通マナー／砂丘のポケストップの位置／砂丘の魅力の紹介(動植物、風景、アクティビティなど)／その他ピックス(イベント、注意点等の発出情報)

※今後、鳥取砂丘以外の観光施設等の情報(施設情報・ローカルルール等)も充実させていく予定である。

(3) 安全対策について

ア 児童・生徒を対象とした注意喚起通知の発出について

- ・ 子どもたちが利用する場合には、各家庭で子どもの発達に応じたルールを決めることが必要であることなどを各学校を通して各家庭へ注意喚起していただくよう、7月22日に市町村教育委員会等へ通知した。

イ ペアレンタルコントロールの推進について

- ・ 青少年育成鳥取県民会議や警察、教育委員会と連携したペアレンタルコントロール普及キャンペーン(家庭内でのルール作りを呼びかける啓発うちわを配付)を次のイベントにおいて実施した。

8月6日(土)倉吉打吹まつり、米子がいな祭り

8月14日(日)鳥取しゃんしゃん祭

ウ 鳥取砂丘における熱中症対策について

- ・ 砂丘事務所及び砂丘周辺のみやげ物販売店、鳥取市観光コンベンション協会等に熱中症予防チラシを配布し、観光客等へ注意喚起を行っている。
- ・ 砂丘周辺のみやげ物販売店をクールシェルター(暑さや日差しから身を守る一時休憩場所)として利用できるよう協力いただいている。

2 県内観光地等における状況

(1) 鳥取砂丘における状況

- ・ 観光客はマナーを守って砂丘内に多数存在するポケストップを目指して広範囲に散策している。(従来の砂丘入り口～馬の背間の観光客の動線が変化している。)
- ・ 砂丘植物を観察している姿や砂丘沖に漁り火が広がる景観に感動している様子が見られるなど、ゲームをきっかけに、砂丘本来の魅力のPRにもつながっている。
- ・ 県外の旅行会社が、ポケモンGO愛好者向けの砂丘へのバスツアーを商品化した。

- ・ 周辺商店街では、歓迎看板の掲出やスマホ充電用電源の提供等により、歓迎ムードを演出している。また、「鳥取砂丘スナホ・ゲーム解放区宣言」を店頭などに掲出し、啓発も行っている。
- ・ ゲームを行う観光客の安全を確保するため、入り口階段への夜間照明の設置、砂丘駐車場料金所でのチラシ配布(熱中症対策、緊急連絡先、外国語版有)、砂丘レンジャーによる声かけ等を行っている。

(2) その他の観光地の状況

- ・ 「大山樹水高原天空リフト」では、リフト利用者がゲーム利用者の場合は100円割引となるサービスを実施している。
- ・ 「燕趙園」及び「とっとり花回廊」では、歩きながらのスマートフォン利用に係る注意喚起の看板を設置している。
- ・ 「三徳山」では投入堂参拝時のゲーム利用の自粛を要請している。

(3) 事故・トラブルなど

- ・ 鳥取砂丘等の観光地でのゲーム中の熱中症、事故、トラブル等は発生していない。

3 その他

ポケモンGO大作戦会議の開催(7月27日)

林副知事及び関係所属で「ポケモンGO」の概要及び現況に関する情報共有を行うとともに、関係機関の対策(攻めの戦略、守りの戦略)を検討する会議を開催した。

(参考) ポケモンGOについて

- ・ 株式会社ポケモン(任天堂関連会社)とNIANTIC社(Google から独立)が共同開発したスマートフォンゲーム。米国他では7月6日、日本では7月22日にリリースが始まった。
- ・ モバイル端末の位置情報を活用し、現実の世界を舞台にポケットモンスターを捕獲・育成し、集めたポケモンを戦わせてジム(陣地)を奪い合うことを目的とするゲームとなっている。
- ・ ゲームに必要なアイテムが入手できる『ポケストップ』(公共施設・観光施設等が設定されている)を巡ることが、トレーナー(プレイヤー)の主な行動となっている。※なお、現在ポケストップの申請は停止中である。

鳥取砂丘スナホ・ゲーム解放区宣言

雄大な鳥取砂丘は、美しい自然のなかで、多くのポケモンたちが暮らし、皆様を待っているようです。

街中と違って安全に楽しめる鳥取砂丘で、掟(おきて)を守ってゲットしてください。

ここに、「鳥取砂丘スナホ・ゲーム解放区」を宣言します。

平成28年7月26日

鳥取県



掟(おきて)

- 1 熱中症や事故・ケガがないよう、注意しましょう。
- 2 砂丘のかわいい生き物や、他の人に、迷惑をかけるないようにしましょう。
- 3 雄大な砂丘の景色や昆虫・砂丘植物などを、楽しみましょう。



「鳥取県における交通安全に関する条例（素案）」に係るパブリックコメントの実施結果について

平成28年8月19日
くらしの安心推進課

本県における交通安全に関する条例の制定に向けて実施したパブリックコメントの結果を報告する。

1 意見募集の方法

- (1) 募集期間：平成28年7月20日（水）から8月9日（火）まで
- (2) 応募方法：郵送、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民課、各総合事務所等設置の意見箱

2 応募結果

- (1) 意見総数：77件（33名）
- (2) 年代：10歳代2名、20歳代3名、30歳代6名、40歳代5名、50歳代11名、60歳代1名、70歳代以上なし、不明5名

3 主な意見と対応

(1) 条例の名称案について

事務局提示案	応募数
支え愛のとっとり交通安全条例	7件
支え合うとっとり交通安全条例	8件
障がい者、高齢者、子どもたちに寄り添うとっとり交通安全条例	1件
鳥取県交通安全条例	15件
その他相応しい条例名称案	0件

(2) 車両接近通報装置の搭載及び使用について

主な意見	対応
[賛成の意見] ・自動車の存在や接近を確実に知らせるためにも、車両接近通報装置は搭載すべき。	・条例案に盛り込む予定。

(3) 自転車損害賠償保険への加入について

主な意見	対応
[賛成の意見] ・高額賠償事案もあり、自転車損害賠償保険には加入すべき。 [反対の意見] ・お金のかかることなのでやめてほしい。 [その他] ・県民に負担が生じるので県が財政支援すべき。	・条例案には努力義務として規定することを予定。 ・自転車損害賠償保険加入の必要性について県民の理解が進むよう啓発を行うとともに、保険制度に関する情報を提供するなど環境整備を行う。また、周知啓発期間を設けることについて検討する。

(4) 乗車用ヘルメットの着用について

主な意見	対応
[賛成の意見] ・ヘルメットの着用は当然のこと。 [反対の意見] ・ヘルメットを着用することで髪型が乱れるので反対。 ・猛暑時は疲労の原因となり、めまいやふらつきによる転倒事故につながるのではないかと。 ・条例化しても浸透・普及していくとは思えず、削除すべきだ。 [その他] ・全世代一律ではなく、子どもや高齢者に限定してはどうか。	・条例案には努力義務として規定することを予定。 ・乗車用ヘルメット着用の必要性について県民の理解が進むよう啓発を行うとともに、周知啓発期間を設けることについて検討する。

(5) その他意見

主な意見	対応
・障がい者、高齢者など弱者に重点化したものは、手話言語条例もある鳥取県らしさがある。 ・自転車利用中のスマートフォンやイヤホン使用の危険性について啓発してはどうか。	・今後の交通安全施策推進の参考とする。

4 今後のスケジュール（案）

H28.8月	条例案の策定
9月	9月定例会へ条例案付議
10月～	条例公布、施行

鳥取県における交通安全に関する条例(素案)

についてご意見をお寄せ下さい。

県では、交通安全に関する条例を制定することを検討しています。
現在検討中の条例(素案)について、条例の名称も含め広く県民の皆さまからご意見をいただきたいと思
います。ご協力をお願いします。

◎条例の目的

この条例は、「あいサポート運動」、「支え愛」、「子育て王国」の取組と連携して、地域の絆を活かした交通安全対策を強化するため、交通安全確保に向けて特に配慮が必要となる障がい者・高齢者・子ども・自転車に係る配慮事項等を重点化して条例化することで、県民を挙げて交通安全確保に向けた取組を進める機運醸成を図り、交通事故のない鳥取県の実現を目指すものです。

◎条例の名称

県では次のとおり4つの名称案を検討しています。

- 「支え愛のっとり交通安全条例」
- 「支え合うっとり交通安全条例」
- 「障がい者、高齢者、子どもたちに寄り添うっとり交通安全条例」
- 「鳥取県交通安全条例」

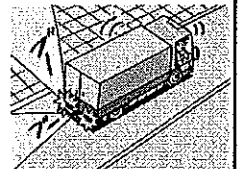


◎条例素案の主な内容

(※罰則は設けない)

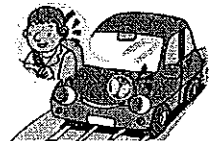
○障がい者の交通安全

- ・県民等は、自動車にその存在又は接近を歩行者等に知らせる音声等を発する装置が標準で搭載されている場合及び貨物自動車等で購入時に搭載可能な場合には搭載並びに使用するものとする。
- ・県は県民等が障がいの特性を理解できるよう啓発を図るとともに、身体障害者標識等の普及啓発及び同標識表示車への思いやり運転の啓発を図る。



○高齢者の交通安全

- ・県は高齢運転者標識の普及啓発及び同標識表示車への思いやり運転の啓発を図る。
- ・高齢者は交通安全を確保するため、加齢に伴う身体機能・認知機能の把握に努めるとともに、自主的な交通安全実践活動の推進に努める。



○子どもの交通安全

- ・県は子どもの交通安全を確保するため、見守り活動等の啓発を図る。
- ・通学路等の管理者、保護者、地域住民等は、連携して通学路等における交通安全を確保するために必要な措置を講じるよう努める。



○自転車の交通安全

- ・自転車利用者は自転車損害賠償保険等へ加入するとともに、乗車用ヘルメットを着用するよう努める。
- ・自転車利用者は自転車関係法令等を遵守するとともに、歩行者、自動車等の通行に十分配慮して自転車を利用する。



○交通安全教育の推進

- ・学校等の設置・管理者は、児童等の成長段階に応じた交通安全教育を実施するよう努めるとともに、児童等が交通安全に関する活動に参加できるよう配慮する。



○その他

- ・県は交通バリアフリー化の普及啓発に努める。(ノンステップバス・UDタクシーの普及、衝突被害軽減ブレーキ等搭載の先進安全自動車の啓発)

※ 詳しくは、「鳥取県における交通安全に関する条例の制定に向けた経緯」をご覧ください。

【条例(案)の概要の閲覧方法】

- ・県庁くらしの安心局くらしの安心推進課のホームページからダウンロードできるほか、県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館及び各市町村役場でも閲覧できます。
- ・郵送をご希望される場合は、下記の問合せ先までご連絡ください。

【応募方法】

- ・電子メール、郵送又はファクシミリでお寄せいただくか、意見箱への投函(上記県の機関)及び市町村役場のいずれでも応募できます。
- ・提出される様式は自由ですが、このチラシもご利用になれます。また、ホームページに添付のフォームでもご回答いただけます。

【結果の公表】

いただいたご意見への対応については、後日、とりまとめてホームページ等で公表します。

《応募・問合せ先》

鳥取県生活環境部
くらしの安心局くらしの安心推進課
郵 送：〒680-8570
電 話：0857-26-7159
ファクシミリ：0857-26-8171
電子メール：kurashi@pref.tottori.jp

鳥取県における交通安全に関する条例(素案)

に対する意見応募用紙

《応募先》鳥取県庁 暮らしの安心推進課
 〒680-8570 (所在地記載不要)
 ファクシミリ：0857-26-8171 電子メール：kurashi@pref.tottori.jp

【特にご意見をいただきたい内容】

- 1 条例の名称について
 県では次のとおり4つの名称案を検討しています。ア～エのうち相応しいものを一つお選びいただくか、具体的な条例名を記載して下さい。
 ア「支え愛のとっとり交通安全条例」 イ「支え合うとっとり交通安全条例」
 ウ「障がい者、高齢者、子どもたちに寄り添うとっとり交通安全条例」 エ「鳥取県交通安全条例」
- 2 特に新たな取組として検討している項目についてご意見をお願いします。
 自動車にその存在又は接近を歩行者等に知らせる音声等を発する装置（以下「車両接近通報装置等」という。）が標準で搭載されている場合及び貨物自動車等で購入時に搭載可能な場合には搭載並びに使用することについて
 自転車損害賠償保険等への加入及び乗車用ヘルメットの着用について

ご意見記載欄

- 1 条例の名称について
 上記1のア～エのうち相応しいものを一つお選びいただくか、具体的な条例名を記載して下さい。

[]

- 2 特に新たな取組として検討している項目について

車両接近通報装置等の搭載及び使用について

[]

自転車損害賠償保険等への加入及び乗車用ヘルメットの着用について

[]

上記以外の項目について

[]

- 3 その他（自由に記載して下さい。）

[]

ご意見ありがとうございました。

差し支えなければ、下記にもご記入ください。

お住まいの市町村	鳥取県	市・郡	町・村
年代	<input type="checkbox"/> 10歳代	<input type="checkbox"/> 20歳代	<input type="checkbox"/> 30歳代 <input type="checkbox"/> 40歳代 <input type="checkbox"/> 50歳代 <input type="checkbox"/> 60歳代 <input type="checkbox"/> 70歳代 <input type="checkbox"/> 80歳以上
性別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性	
運転免許の有無	<input type="checkbox"/> 免許あり <input type="checkbox"/> 免許なし（ <input type="checkbox"/> 運転免許を自主返納した）		

「鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例」の一部改正及び「防犯カメラの設置・運用に関する指針（素案）」に係るパブリックコメントの実施結果について

平成28年8月19日
くらしの安心推進課

防犯環境整備の促進と人権に配慮した防犯対策を進めるため、「犯罪のないまちづくり推進条例」（以下「条例」という。）の一部改正及び「防犯カメラの設置・運用に関する指針」（以下「指針」という。）の策定にあたり実施したパブリックコメントの結果を報告する。

1 意見募集の方法

- (1) 募集期間：平成28年7月20日（水）から8月3日（水）まで
- (2) 応募方法：郵送、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民課、総合事務所等設置の意見箱

2 応募結果

- (1) 意見総数：16件（6名）
- (2) 年代：30歳代3名、40歳代1名、50歳代2名

3 主な意見と対応

(1) 条例改正について

主な意見	対応
<p>[条例改正に賛成の意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪のないまちづくりのためには、防犯カメラを設置しないと治安を保てず、安心して暮らすことができない。 ・不特定多数の者が出入りする場所には適正に防犯カメラを設置し、設置者は責任をもち画像を管理すべき。 ・県は設置者等に情報の提供、助言を行い、よりよい防犯カメラの設置・運用をすべき。 	条例改正案に盛り込む予定。
<p>[条例改正に反対の意見]</p> <p>なし</p>	

(2) 指針（素案）について

主な意見	対応
<p>[指針（素案）に賛成]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪防止とプライバシーを守っていくことを共存していくべき。 ・撮影された画像の記憶装置を適正に管理して漏えい防止を図り、許可した者以外は閲覧できないようセキュリティをしっかりとすべき。 ・個人情報保護法を遵守すべき。 ・許可した者以外の目的外の閲覧を禁止すること。 ・あらゆる場所に防犯カメラが設置されており、個人のプライバシー保護のため、設置者にルールを示すことに賛成。 ・設置者が運用規程を策定しやすいよう、具体的なモデルを作成してほしい。 	指針案に盛り込む予定。
<p>[指針（素案）に反対]</p> <p>なし</p>	
<p>[その他の意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・画像は事件解決のために有効に活用してもらいたい。 ・プライバシー保護と人権の侵害がないように設置者を県が指導すべき。 	今後の犯罪のないまちづくり推進の参考とする。

4 今後のスケジュール

H28.8月	指針案の策定、鳥取県犯罪のないまちづくり協議会による審議(8/23)
9月	9月定例会へ条例案付議
10月	条例、指針施行

5 参考

(1) 条例の一部改正の概要

犯罪のないまちづくりへの取組を一層推進するため、防犯環境整備について事業者の協力に関する事項を追加して規定するとともに、防犯カメラを設置・運用する場合の人権配慮に係る事項を新たに規定する。

(2) 指針策定の概要

犯罪を防止するとともに、人権を侵害することのない防犯カメラの適正な設置・運用を図るため、防犯カメラ設置者等に対し防犯カメラ設置・運用の参考となる事項を示すもの。

「犯罪のないまちづくり推進条例」の一部改正、 「防犯カメラの設置・運用に関する指針」（素案）について 皆様のご意見をお寄せください！

防犯環境整備の促進と人権に配慮した防犯対策を進めるため、「犯罪のないまちづくり推進条例」（以下「条例」という。）を一部改正するとともに、「防犯カメラの設置・運用に関する指針」（以下「指針」という。）を策定することを検討しています。

この条例の一部改正及び指針（素案）について、皆様のご意見をお寄せください。

1 条例の一部改正について

1 趣旨

犯罪のないまちづくりへの取組を一層推進するため、防犯環境整備について事業者の協力に関する事項を追加して規定するとともに、防犯環境整備として防犯カメラを設置・運用する場合の人権配慮に係る事項を新たに規定しようとするものです。

2 検討中の内容

○ 防犯環境整備への事業者の協力

事業者は、犯罪のないまちづくりを推進するために、防犯環境整備に協力するよう努めるものとするを追加して規定します。

○ 防犯カメラの適正な設置等

防犯カメラの適正な設置・運用に関する事項を新たに規定します。

- ・防犯環境整備として不特定多数の者が出入りする場所へ防犯カメラを設置し、又は運用する者（以下「防犯カメラ設置者等」という。）は、人権を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- ・知事及び公安委員会は、防犯カメラ設置・運用の参考となる指針を定めること。
- ・指針を規定又は変更したときは、遅滞なくインターネット等により公表すること。
- ・県は防犯カメラ設置者等に対し必要な情報の提供、助言等を行うこと。

2 指針（素案）について

※詳しくは、別紙をご覧ください。

1 目的

防犯カメラ設置者等に対し防犯カメラ設置・運用の参考となる事項を示すことにより、犯罪を防止するとともに、人権を侵害することのない防犯カメラの適正な設置・運用を図ることで、犯罪のないまちづくりに寄与することを目的とします。

2 指針の基本的な考え方

指針は、防犯カメラの犯罪防止機能強化と県民のプライバシーの保護等との調和を図る観点から防犯カメラ設置者等に配慮していただく基本的な事項をまとめたもので、防犯カメラ設置者等に対して何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではありません。

3 対象とする防犯カメラ

「犯罪防止」を設置目的とし、画像等を記録用媒体に保存する機能を備え、不特定多数の者が出入りする場所に設置されたカメラ

4 防犯カメラの設置・運用に関する事項

- ・設置目的の明確化
- ・防犯カメラを設置していることの表示
- ・設置者等の責務
- ・画像等の適正管理
- ・画像等の利用・閲覧等の制限
- ・秘密の保持
- ・個人情報保護法等の遵守
- ・問い合わせ・苦情等への対応 など

【応募方法】

様式は自由です。（このチラシ裏面もご利用ください）

■提出先：鳥取県庁くらしの安心推進課

■提出方法

- ・郵送：〒680-8570（住所記載不要）
- ・ファクシミリ：0857-26-8171
- ・メールフォーム：くらしの安心推進課ホームページから、ご意見の直接入力・送信が可能です。
- ・電子メール：kurashi@pref.tottori.jp
- ・意見箱への投函：県庁県民課、総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎及び県立図書館に設置しています。
- ・市町村役場窓口でもご提出いただけます。

【応募期限】

8月3日（水）午後5時必着

※郵送の場合は当日消印有効

「鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例」は、県ホームページのほか、県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎及び県立図書館でも閲覧できます。

【お問い合わせ先】

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課

電話：0857-26-7183

ファクシミリ：0857-26-8171

「防犯カメラの設置・運用に関する指針」(素案) 概要

1 目的

防犯カメラ設置者等に対し防犯カメラ設置・運用の参考となる事項を示すことにより、犯罪を防止するとともに、人権を侵害することのない防犯カメラの適正な設置・運用を図ることで、犯罪のないまちづくりに寄与することを目的とする。

2 指針の基本的な考え方

- 人には、自分の容貌、姿態をみだりに撮影されたり、公表されたりすることのない自由があり、プライバシーの保護など人権を侵害しないよう十分な配慮が必要であること。
- 画像等は、特定の個人を識別できる場合には、個人情報の保護に関する法律及び鳥取県個人情報保護条例に定める「個人情報」に該当し、個人情報保護法等に基づき取り扱うことが必要であること。
- 指針は、防犯カメラの犯罪防止機能強化と県民のプライバシー保護等との調和を図る観点から防犯カメラ設置者等に配慮していただく基本的な事項をまとめたもので、防犯カメラ設置者等に対して何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。

3 対象とする防犯カメラ(次の全ての要件を満たすもの)

- 「犯罪防止」を設置目的とし、画像等を記録用媒体に保存する機能を備えたカメラ
※複数の設置目的をもつカメラでも設置目的に「犯罪防止」が含まれるカメラは対象
- 不特定多数の人が出入りする場所に設置されたカメラ
[設置場所例] 公園、広場、商店街、繁華街、駅、空港ターミナル、公共交通機関車内、金融機関など

4 防犯カメラの設置・運用に関する事項

項目	内容
○設置目的の明確化	防犯カメラ設置者等は設置目的を明確に定め、目的を逸脱した利用を行わないこと。
○設置場所、撮影範囲	防犯カメラ設置者等は不必要な撮影を防ぐため、設置場所、撮影方法、台数等を定め、撮影範囲を必要最小限にすること。
○防犯カメラを設置していることの表示	建物や施設の入出口など設置区域内の見やすい場所に、防犯カメラ設置者等の名称や設置していることの表示をすること。(施設内等に防犯カメラ設置の場合は、防犯カメラ設置者等の名称表示は省略できる。)
○防犯カメラ設置者等の責務	画像等の適正管理、情報漏えい・不当使用しない等の責務があること。
○画像等の適正管理	画像等の漏えい、滅失、き損、改ざん防止など安全管理を図るための必要な措置を講じること。 ・画像等の不必要な複写や加工を行わない。 ・モニターや録画装置等がある場所への許可した者以外の立入禁止や施錠などの情報漏えい防止措置。 ・記録用媒体は、保管庫に施錠して保管し、外部への持ち出し・転送ができない措置。 ・画像等の保管期間は、目的達成のため必要最小限の期間とする。※「最大1カ月以内」(設置目的を達成するために必要とされる保管期間が定められている場合を除く。)とするよう努める。 ・保管期間が終了した画像等は、復元不能となるよう確実に消去し、廃棄する場合は、破砕するなど画像等が読み取れない状態にする。 ・パソコンで画像等を取り扱う場合のコンピューターウイルス対策措置等。 ・防犯カメラをインターネットに接続し、又は無線を利用して運用する場合は、防犯カメラに適切なパスワードを設定するなど、外部への情報漏えい防止措置。
○個人情報保護法等の遵守	画像等は、特定の個人が識別できる場合には、個人情報保護法等に定める「個人情報」に該当し、個人情報保護法等に基づき、適正に取り扱うことが必要であること。
○画像等の利用・閲覧等制限	法令に基づく場合、捜査機関から犯罪・事故の捜査のため情報提供を求められた場合、その他、人の生命、身体又は財産の安全確保その他公共の利益のために必要がある場合を除き、他の目的での利用、閲覧・提供を行わないこととする。
○秘密の保持	設置者等は管理・運用上知り得た個人の情報をみだりに漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと。
○問い合わせ・苦情等への対応	問い合わせ・苦情等には、誠実かつ迅速な対応に努めること。
○業務の委託	防犯カメラの設置・管理等に関する業務を委託する場合、管理・運用規定の遵守を委託契約の条件にするなど、適正な設置・運用を徹底すること。
○保守点検	定期的に保守点検を行うこと。

5 その他

防犯カメラ設置者等は、指針を参考に防犯カメラ管理・運用規程を策定するよう努めるものとする。

特殊詐欺被害を防止する地域モデル検証事業の実施状況について

平成28年8月19日
消費生活センター

高齢者を中心とした特殊詐欺による被害は本県でも後を絶たず、県民の安全・安心な生活を脅かす課題となっている。消費生活センターでは、今年度新たに「地域で見守る特殊詐欺被害ゼロ作戦」に取り組んでおり、その一環として「特殊詐欺被害を防止する地域モデル検証事業」を実施しているところである。現在、米子市車尾地区において実施しているモデル事業の取組状況について報告する。

<特殊詐欺被害を防止する地域モデル検証事業>

- ・地域一丸となって特殊詐欺被害を防止するモデル地区を設定して、特殊詐欺被害防止ポイント※に応じた被害防止策を講じ、警察や金融機関とも連携した重層的な地域の見守り活動による被害防止方策を検証するモデル事業。
- ・当該モデル地区の取組の検証を通じ、被害防止モデルを構築するとともに全県に普及することとしている。

(※) 特殊詐欺被害防止ポイント

【受電時】悪質業者との接触排除 ⇒ 固定電話の留守電への切替指導

【移動中】周辺者の気づき ⇒ 高齢者の様子を見分けるポイント・声かけ方法を住民に伝授

【ATM（引出・送金）】ATM機付近の見回り・声かけ ⇒ 年金支給日等のATM重点巡回指導

【窓口（高額引出・送金）】窓口対応者の気づき ⇒ 金融機関等での声かけ方法を伝授

【モデル地区における実施状況（主なもの）】

- 1 アンケート調査の実施
6月に地区住民（65歳以上）を対象にアンケートによる意識調査を実施した。
- 2 啓発用グッズによる啓発の実施
のぼり旗、うちわ、チラシ等のグッズを活用し、恒常的な啓発を実施している。
- 3 講習会の開催
7月に民生委員等を対象に「特殊詐欺電話へ出ない対策」「ATMに高齢者が移動する様子の見分け方」等をテーマに講習会を開催した。
- 4 金融機関窓口対応者への啓発の実施
今年度新たにセンターに配置した「特殊詐欺被害撲滅リーダー」（警察OB）等と連携して、地区内の金融機関を対象に被害防止の啓発を行っている。
- 5 模擬訓練の実施（11月予定）
車尾郵便局において、窓口での水際被害防止対策の訓練を行うこととしている。
- 6 寸劇による啓発の実施（11月～来年1月予定）
老人クラブの集まりや地区公民館「新春の集い」等の場を活用し上演することとしている。
- 7 報告会の開催（来年2月予定）
モデル地区の取組を検証し、県内関係者に周知するための報告会を開催することとしている。



外部講師による研修会の様子



啓発チラシ・うちわ

(参考) 県内における特殊詐欺の被害状況

年	認知件数	被害額
平成26年	28件	1億5,911万円
平成27年	36件	7,150万円
平成28年(7月末時点)	17件	5,004万円

県営住宅家賃の誤徴収について

平成28年8月19日
住まいまちづくり課

中部総合事務所管内の県営住宅家賃について、県の事務処理の誤りにより、4戸の誤徴収が判明したので、その対応状況について報告する。

1 概要

- 平成28年8月4日（木）、鳥取県住宅供給公社中部事務所（以下「公社」という。）から中部建築住宅課に対し、「河北団地に係る収入額認定において、本来は家賃の減免対象外であるにもかかわらず減免入力が行われている方がいるが、なぜか。」との照会があった。
- 同月5日（金）に中部建築住宅課で全戸の家賃調定を確認したところ、4戸について4月から7月まで家賃の誤徴収が行われていたことが判明した。なお、誤徴収とはなっていないが、減免通知の内容が誤っていた世帯が1戸あったことも判明した。

2 誤りとなった原因と経過

【家賃減免に係る事務】

- 県営住宅の家賃減免は、県が減免対象者リストを作成し、対象者と減免率が正しいかダブルチェック等を行った上で、管理代行事務の受託者である公社へリストを送付する。
- 公社はリストに基づき、県営住宅管理システム（以下「県住システム」という。）へデータの入力作業を行う。
- 県は県住システムへの入力状況を確認し、誤りがあれば公社へ修正依頼を行う。

【本案件に係る経過】

- 平成28年2月に、中部建築住宅課の担当者が減免対象者リストを作成した際、その一部に誤りがあったが、担当者はそのことに気づかずリストをそのまま公社へ送付した。リストの誤りは中部建築住宅課でのダブルチェックが行われていなかったことが原因であった。
- 公社は中部建築住宅課が作成したリストを基に入力作業を行った際、1戸についてデータの誤りがあったことに気づいたため、正しい情報をシステムに入力し、その旨を中部建築住宅課に伝えていたが、中部建築住宅課では手元のリストの訂正はされていなかった。
- その後担当者が異動となり、平成28年4月に後任の担当者が手元のリストと県住システムの情報が異なっていることに気づき、中部建築住宅課においてデータを修正した。
- 平成28年8月に公社が自ら入力した内容と県住システムの情報が異なっていることに気づき、中部建築住宅課へ照会し、誤りが判明した。

3 誤徴収が行われた世帯の状況

団地名	入居者名	正しい減免措置	中部作成減免措置(誤り)	減免通知内容	システム入力	今後の対応
明治町	A氏	3割減	なし	3割減	減免なし	還付通知(計20,000円)
旭田町	B氏	5割減	3割減	3割減	3割減	還付通知(計14,000円)
旭田町	C氏	3割減	5割減	5割減	5割減	追加徴収通知(計14,000円)
河北	D氏	減免なし	3割減	3割減	3割減	追加徴収通知(計19,600円)
和田	E氏	5割減	3割減	3割減	5割減	訂正通知

※E氏に関しては通知のみが誤っており、徴収額に誤りはなかった。

4 対応状況

- 8月8日（月）に中部建築住宅課が各戸への説明とお詫びを行い、全戸について了解を得た。
- 改めてダブルチェック等を行い、8月分以降の家賃減免データの修正入力を行った。

5 再発防止策

- 家賃算定事務の際には、課内でのダブルチェックを行うことを徹底する。
- 中部建築住宅課と公社と情報共有を徹底し、県住システムへの入力結果の確認を確実にを行う。

なお、東部、西部管内の減免手続事務については、課内でのダブルチェックが行われており正しく調定されていることを確認した。

鳥取県立大山自然歴史館の指定管理者の公募について

平成28年8月19日
西部総合事務所生活環境局

平成29年度から県立大山自然歴史館の管理運営を行う指定管理者について次のとおり公募を行い、応募者について同館指定管理候補者審査委員会による審査を行って指定管理候補者を選定することとしています。 * 現在の指定管理者 (H24.4.1~H29.3.31) : 一般社団法人大山観光局

1 指定管理者が行う業務

(1) 業務の内容

- ア 県立大山自然歴史館の施設設備の維持管理に関する業務
- イ 同館の利用促進に関する業務
- ウ 同館の利用の制限に関する業務
- エ その他同館の管理運営に必要な業務

(2) 管理の基準 (基本的事項)

- ア 開館時間、休館日は、あらかじめ知事の承認を得て決定する。
- イ 施設の利用の許可・制限は、同館の設置及び管理に関する条例に基づいて行う。

(3) その他、管理上の条件等

- ア 管理責任者として館長相当職を1名配置すること。
- イ 自然観察会等の館外事業及び企画展等の館内展示の企画、監修及び運営を行った経験をもつ者 (学芸解説員) を2名以上配置すること。

2 指定期間 平成29年4月1日~平成34年3月31日 [5年間]

3 応募資格 県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

4 指定管理料

9月補正予算において債務負担行為を提案予定

5 スケジュール

- | | |
|----------------------|----------------------|
| (1) 審査委員会 (募集要項の審議等) | 7月11日 |
| (2) 募集期間 | 10月中旬~11月下旬 |
| (3) 審査委員会 (候補者の選定) | 12月上旬 |
| (4) 審査結果の通知・公表 | 12月中旬 |
| (5) 指定管理者の指定 | 平成29年2月 (議会の議決を経て行う) |
| (6) 協定の締結 | 3月 |

6 選定方法等

(1) 選定方法

学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、面接審査等により指定管理候補者を選定。

(2) 審査委員会委員

学識経験者、税理士、当該施設に関する有識者、西部総合事務所生活環境局長 [計5名]

(3) 審査基準

選定基準	審査項目
<p>1 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)</p>	<p>○管理運営の基本的な考え方 〔施設の設置目的の理解、指定管理者を希望する理由 管理運営の方針〕</p>
<p>2 施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)</p>	<p>○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 〔サービス向上策と利用促進、 自然を紹介し魅力を体験できる場の提供、 自然環境教育の場の提供〕</p> <p>○地域の施設・団体等と連携した取組み</p> <p>○施設管理 〔施設設備の維持管理・衛生管理、外部委託の考え方、 省エネルギー、省資源への取組〕</p> <p>○利用時間 〔開館時間・休館日の設定〕</p> <p>○事故・事件の防止措置と緊急時の対応 〔火災・盗難・災害などの事故・事件の防止、 緊急時の体制及び対応、 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法〕</p> <p>○個人情報保護等への対応 〔個人情報の保護、情報公開への対応〕</p> <p>○利用者等の要望の把握及び対応方針</p>
<p>3 管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)</p>	<p>○収入の見積もり、考え方</p> <p>○支出計画の見通し</p> <p>○委託料上限額に対する応募者の提示金額の評価</p>
<p>4 管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)</p>	<p>○法人等の財政基盤、経営基盤</p> <p>○組織及び職員の配置等</p> <p>○現在の施設職員の継続雇用に関する方針</p> <p>○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況</p> <p>○法人等の社会的責任の遂行状況 〔障がい者雇用、男女共同参画推進企業の認定等 ISO14001・TEAS I種規格等の認証等 あいサポート企業等の認定等〕</p> <p>○当該施設の管理運営状況の実績評価</p>

※ 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

